

事業概要

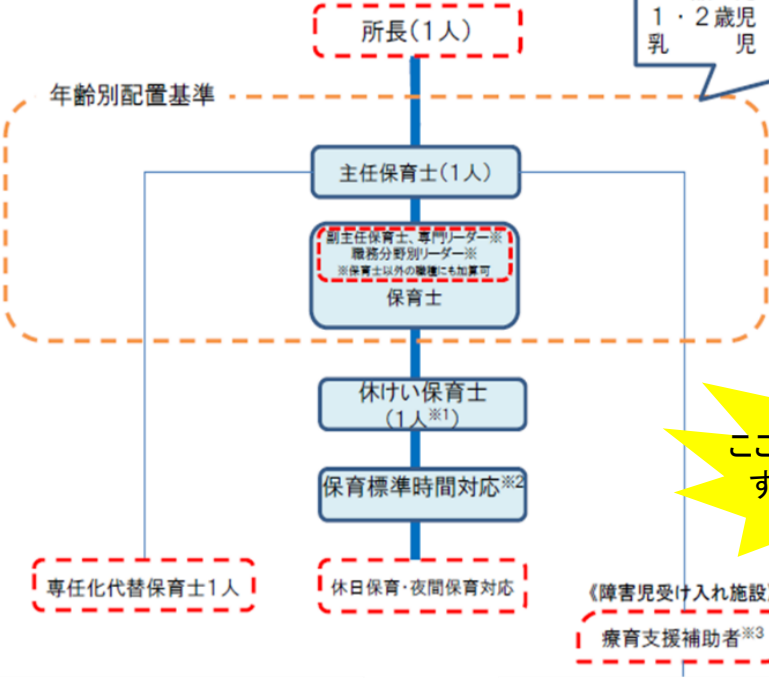
保育所等における障がいを持つ児童の療育支援体制を強化するため、療育支援補助者として保育士を配置する施設に対し、配置に必要な経費を補助する。

- 【補助額等】 保育士等の雇用に係る人件費と基準額の小さい額から、療育支援加算額を除いた額
- 【基準額】 療育支援加算A適用施設 186,700円/月 (県短卒保育士3年目)
療育支援加算B適用施設 164,700円/月 (県短卒初任給)
- 【実施主体】 市町村
- 【対象施設】 私立の保育所、認定こども園及び幼稚園のうち療育支援加算適用施設
- 【負担割合】 県1/2、市町村1/2

私立保育所における職員配置のイメージ

□ : 基本分単価 ※基本分単価の職員配置を充足しなければ加算の取得はできない
 □ (赤線) : 加算

4・5歳児	30 : 1
3歳児	20 : 1 (15 : 1まで加算)
1・2歳児	6 : 1
乳児	3 : 1



補助実績

OH30年度実績
 9市町村26施設
 (中津川市、美濃市、土岐市、各務原市他)
17,614千円

令和元年度
 12市町50施設
 (大垣市、関市、中津川市、美濃市他)
34,549千円

令和2年度
 14市町63施設
 (大垣市、関市、中津川市、美濃市他)
42,264千円